

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（18）

2. 日時：令和5年11月30日（木）10時00分～11時53分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、
澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他7名

放射線管理部

放射線管理第2課 チームリーダー 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 主査 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」第4回審査会合】（案）（処理場-235-1）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	開始します。
0:00:03	はいでは今から、原価研修、処理場のを、
0:00:08	通算 18 回目のヒアリングを開催いたします。
0:00:12	前回の審査会合で、火災溢水の説明をいただきまして次の第 4 回の審査会合では、
0:00:22	全 11 編のうちの残りの部分、具体的な第 1 編 5 編中いっぺんということになりますけれども、
0:00:30	その部分のご説明をいただくと、一通り申請内容をお伺いしたことになります。ということで資料いただいておりますので、下水道から説明をお願いいたします。
0:00:46	はい。放射性廃棄物処理場の横堀です。本日はよろしく願いいたします。
0:00:50	それではお送りしております資料処理場 235-1 にですね、第 4 回審査会合案ということで、こちらの資料の説明をさせていただきます。
0:01:02	まずページめくっていただきまして、8 ページ。
0:01:07	になります。
0:01:10	8 ページに、外部事象影響に係る整理ということで、こちらですね。
0:01:18	整理表をつけております。まずこちらの以前に、ヒアリングでもご説明したものを
0:01:25	使用しております、技術基準規則の第 8 条の 1 項をですね、に係る整理、ということで、降水洪水から、
0:01:35	課税台風竜巻、凍結積雪落雷地すべり火山の影響、生物学的事象森林火災ということで、これらの項目に対して、
0:01:47	許可段階で非該当としたものをこちらが降水洪水、これは
0:01:52	周辺の河川で浸水想定区域から十分離れているということで非該当と許可段階でしたもの、それから地すべりについても同様に、
0:02:02	そういった区域が存在しないということで非該当としたものがございます。それから
0:02:09	こちらも説明をさせていただいておりますけども、
0:02:12	風台風や、
0:02:13	凍結、それから積雪については過去の設工認で読み取れるものということで整理をかけたものでございます。
0:02:20	今回申請をさせていただく、している設備に旧申請しているものということで、竜巻、それから落雷と生物学的事象と森林火災について、
0:02:32	今回申請をさせていただいております。また
0:02:36	竜巻については、一部保安規定で対応するものがございますので、そういったものを、それから火山の影響も同様にですね保安規定での対応、それから森林火災に係る部分も一部保安規定にもかかる部分がございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	こちらについてはそのような整理をしているということで説明は後程させていただきますと思います。
0:02:58	続きまして9ページが、第8条の第2項、人為によるものということで、こちらが飛来物航空機落下ダムの崩壊。
0:03:08	それから爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、
0:03:14	電磁的障害ということで、これらについても同様にですね、飛来物航空機落下については、
0:03:22	後、落下確率ですね、10のマイナス7乗を変えパー炉年と、これを超えないことを確認しているということで許可の段階で非該当としております。それからダムの崩壊も同様に周囲にそういったダムが存在しない。
0:03:37	また船舶についても海岸から70メートル距離が離れているということで、
0:03:41	こちらが非該当としたものでございます。
0:03:44	今回申請しているものとしましては爆発や近隣工場等の火災、それから有毒ガス等、臨時的障害ということで申請をさせていただいております。
0:03:55	一部、近隣工場等の火災に関するところは保安規定対応するものがございまして、そちらを整理したものでございます。
0:04:04	いえ。
0:04:06	次にですね10ページになりますけども、外部事象影響に係る基本方針ということで、
0:04:13	大きく緑のところですね、こちらが評価が必要なものということで外部火災と竜巻、これらについては、そういった評価ガイドを基にですね、評価を実施するものとしてございます。
0:04:26	青野方が落雷ですとか、生物学的事象有毒ガス電磁的障害、こういったものについては、評価は不要としまして、それぞれ落雷であれば建築基準法に従って避雷設備を設置する。
0:04:40	生物学的事象であれば、
0:04:43	枯葉等の購入や小動物の影響を受けないようにフィルターを設置する。それから有力ガス、
0:04:49	については漏えいしがたい構造やガス漏れ検知器の配置、また、供給元については建屋の外に配置すると、そういったところの対応になってございます。
0:05:01	それから現時的障害については、高圧受電盤等についてはそういった影響を受けないように、構成の筐体であったり設置をするというようなことで、
0:05:11	基本的な考え方、方針をこちらで記載してございます。続きまして11ページ以降が評価の外部事象影響の評価の説明になります。
0:05:23	まず森林火災についてです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	森林火災こちらの評価の対象としましては、すでに一部使用承認の時に同様の評価を行っている、排水貯留ポンド、それから保管廃棄施設ポツリ、
0:05:37	これを除いた施設を対象としております。
0:05:43	この表がある通りですね、森林火災については敷地外、原価県の敷地外ですね、こちらの 10 キロ以内に発火点を設置しまして、
0:05:54	評価をするといったものになってございます。
0:05:57	評価の内容としましては、森林火災のシミュレーション解析コードをですね、こちらで使用している。
0:06:04	評価式等を用いて、評価をしているというものでございます。
0:06:09	評価項目は技術的な影響を評価するというものでございます。
0:06:14	まずはじめにですね結果から申し上げますと、
0:06:17	こちらはですね、影響するもの、内部火災に至る恐れはないということで、確認をしたものでございます。
0:06:27	また構成のものであればですね、一部保管廃棄施設の構成豚、そういったものが構成材料で使われてるものがありますので、こういったものはですね。
0:06:38	結構の許容温度、である 350 度を下回る、
0:06:41	それからすみません、上の方で申し訳忘れましたが、
0:06:45	コンクリートの外壁のようなものは、まずはコンクリートの強度のをですね今日、
0:06:51	温度という 200 度がございますのでそちらを上回ることを確認する場合によって上回った場合であっても、最終的に内部火災に至る恐れがないことを確認するという ことで、そういったものが、
0:07:02	すべての施設において確認できたということでございます。
0:07:06	具体的な中身ですけども 12 ページに、まず評価の方法は先ほどご説明した通りとなっております。判断基準は赤字下線の通り、
0:07:17	コンクリートの許容温度 200 度を下回ることを、または、鉄鋼の許容温度 350 度を下回ることということになってございます。今日温度上回るバー位が確認された場合であっても、
0:07:30	最終的にですね、内面ですね、の温度を評価していきまして、最終的に内部火災に至らないことを確認するといったものでございます。
0:07:41	ちょっとポンチ絵で恐縮ですけども、模式図徹底
0:07:46	財務構成の蓋、それから言うとコンクリートの両方もある。保管廃棄施設を例に記載をしておりますけども、こういった形で森林火災が発生した時にも、
0:07:58	森林とその建物を構造物の離隔距離ですね、これらを考慮しまして、
0:08:05	そこから熱的影響を評価して、
0:08:08	コンクリート表面ですね、200 度を下回ることを確認する、もしくは鉄鋼の表面が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:14	350 度を下回ること、そういったことを評価して確認しております。
0:08:19	内部火災に至らないことの確認につきましては、
0:08:23	この評価式同様の評価式いいですね、一次元の熱伝導の方程式、こういったもので、深さ方向のパラメーターを変化させていきまして、
0:08:34	内側に行くごとに温度はちょうど下がっていきましても、
0:08:39	内側の 5 ミリ内側になったところで当然 0 は十分下回るということを確認できておりますのでそういった、
0:08:47	評価をしまして最終的に、
0:08:49	他廃棄している。
0:08:51	例えば紙とか紙類とかですね、あと、木材ですとかポリエチレンそういった可燃物関係の発火点を超えないことをしっかり確認をするということによってそれをもち内部火災には至らないということで、
0:09:06	確認する評価をすべて行っているというものでございます。
0:09:12	13 ページに、森林火災の評価の条件をお示ししてございます。
0:09:18	この図の通りですね、まず風上に発火点を設けるということを想定しております、
0:09:25	最大の風速、これ水戸气象台のですね観測データから、
0:09:31	最大風速として 18.5 をメートル／secということを採用してございます。
0:09:37	地表面の風速については、いろいろと障害物の影響によって遅くなることを考慮しまして、この 18.5 メートル／secに 0.3 を乗じた風速とするということにしております。
0:09:51	それから発火点ですけども、人為的な工費とか、蹠踏府方向ですね。
0:09:56	そういったものを考慮するケース 1、
0:09:59	それから延焼ルートの起点となるような発火点ということでケースの 2 ということでふたパターンの、
0:10:06	評価点を設定してございます。
0:10:11	これらについて評価をしていくということになってございますパラメータ量確保にある、必要なパラメーター、受講ですとか、そういった、
0:10:22	時間までの高さとかですねそういったものについては、
0:10:25	保守的な値を選定しております。それから初期温度、表面のコンクリートですとか、そういったもの初期温度は、夏場のですね、大体表面温度 40 度程度を考慮しまして保守的に 50 度からを初期温度として設定すると、こういった評価の条件で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	評価を実施しているものでございます。ここに評価したものと、変わるものはございません。これまでの認可をいただいている施設もすべて同様の形で評価をしているといったものでございます。
0:10:57	14 ページに、評価の結果を一覧で示してございます。
0:11:01	評価式はこちらの記載の通りでございます。
0:11:05	評価の結果ですけれども、基本的には、
0:11:08	表面温度等内表面温度というのがございますけれども、表面温度で 200 度下回っているものはそれで問題なしですねコンクリートについては、また、
0:11:18	構成物については、
0:11:20	350 度下回っていれば問題ないということで、一部ですね、例えば保管廃棄施設、M1 のコンクリートの外壁、
0:11:29	そういったものとか、ユニーも同様ですね。
0:11:32	それから特定廃棄物、照射飼料用のコンクリートの外壁、
0:11:37	あとは、
0:11:39	廃棄物保管とポツに、それからほか、
0:11:41	普通に当あと保管廃棄施設のNLですかね、こういったところが、若干 20 を超えるところがあるということで、こちらは先ほどのご説明の通り内表面の温度を評価しまして、十分に内側に入っていくほど、
0:11:56	温度が下がっていくということで、5 ミリ、内側に入った段階でこういった 92 度とかですね 0 度も十分下回るような、
0:12:04	結果になっておりますので内部火災に至らないことを確認したというものでございます。
0:12:10	以上が森林火災になりまして、次が 15 ページになります。こちらが近隣の産業施設等の火災爆発ということでの評価になってございます。
0:12:21	こちらについては、近隣の産業施設等半径 10 キロ以内にあるものとして選定しております。
0:12:28	これらの施設での火災爆発の影響を評価するといったものでございます。
0:12:35	評価の方針いいんですけれども。
0:12:38	まず原価研敷地外半径 10 キロ以内に存在する、危険物の貯蔵所における火災、それから高圧ガスタンクにおける爆発。
0:12:49	あと、元算の敷地内ですね、に存在するような高圧ガスタンクにおける爆発、こういったものを評価の対象として選定してございます。
0:12:59	評価の結果はですね、影響ないということを確認しているものでございます。
0:13:05	16 ページに具体的な評価の方法と、
0:13:09	判断基準を示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:15	評価の方法はこちらに記載の通りですが、基本的に爆発や火災の影響については、判断基準に書いてある通りですね、結果としてはコンクリートの許容温度や、
0:13:28	そういったものを確認しまして行うことを確認して、内部火災に至らないということを確認しているものでございます。爆発につきましては、
0:13:38	爆発に伴って発生するような危険限界距離、いいですね、影響がある。そういった距離と、あと、その施設から建物までの離隔距離、そういったものを、
0:13:49	確認をし、することで、十分離れていることで影響を受けることはないということを確認をするということで、評価を行ったものでございます。
0:13:59	17 ページに評価の条件として、
0:14:03	まず敷地外の火災につきましてはこちらの通りですね、
0:14:09	4 施設ですかね、こういったところを選定をしている。実際に 10 キロ以内に存在するような危険物貯蔵所ですね。
0:14:19	こういったものを選定しまして、それらの
0:14:24	持っている内容物経由であるとか重油ですとか、そういったものと、あと容量ですね、最大の容量、それからその施設から、我々の施設最も近いものになりますけれども。
0:14:38	この離隔距離というものをこちらに記載をしているものでございます。
0:14:42	両括弧 2 が敷地外の爆発ということで、こちらに施設が単剤、点在してございますので、これらの
0:14:51	ものですね、評価対象としております施設がすいません 1 施設ですね、そこに
0:14:57	タンクの貯蔵量が違うものが二つございますので、それら二つのタンクを対象としております。
0:15:05	また離隔距離ですね、こちらも示したものでございます。
0:15:09	その右どなり両括弧 3 が敷地内にあるもので厳格の敷地内ですね第 2 ボイラーの、
0:15:15	LNGのタンクが 2 基ございますので、そちらの、
0:15:20	2 基のですね最大貯蔵量をと、あと離隔距離飯尾を示したものでございます。こういったもので評価を行っていくというものでございます。
0:15:32	18 ページになりますけれども評価結果としましては、敷地外の火災、こちらについても、
0:15:38	それぞれの許容温度ですね、を超えないことを確認しております。距離が大分離れておりますので、影響を受けることはないというものでございます。
0:15:47	それから両括弧 2 の敷地外の爆発ですけども、こちらもですね、日立LNG基地ですとかそういったところですね、爆発が仮に発生した場合、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:58	の危険限界の距離というのは 407 メートルとなりまして、施設までの離隔距離は 1730 メートルということで、この離隔距離が大きく上回っておりますので、
0:16:11	影響を受けることはないという評価結果でございます。
0:16:14	それから敷地内のLNGのタンクですけども、こちらも同様にですね危険限界距離より 104 メートルに対して離隔距離は 220 メートル離れておりますので、影響なしというような評価となっております。
0:16:30	以上が近隣産業施設等の火災爆発になります。続いて 19 ページ以降に航空機落下による火災の評価を示したものでございます。
0:16:42	航空機落下についてはこの表の通りですね、考慮すべき火災としましては、
0:16:48	評価対象施設への航空機落下確率で、10 のマイナス 7 乗をですね、こちらに相当する面積。
0:16:55	の航空機落下時の火災を想定したものでございましてこちらも評価結果としては影響ないことを確認したものでございます。
0:17:04	20 ページに評価の方法と判断基準を示したものでございます。こちらの図の通りですね。
0:17:11	落下確率が 10 のマイナス 7 乗、こちらが許可でも書いてある通り、防護設計の判断基準というかですね、料金の判断基準にあるこの 10 のマイナス 7 乗。
0:17:22	ここの面積を求めましてそのちょうど外周のところに航空機が落下した場合の火災影響の熱的な影響を評価するといったもので、
0:17:33	判断基準はこれまでご説明したものと同様でございます。
0:17:38	21 ページに評価の条件としまして、
0:17:43	まず、火災発生から 2 飛行機のもので、航空機の燃料、これが燃え尽きるまでの間加熱され続けるといったような評価となっております。
0:17:54	このカテゴリーの通りですね民間機や自衛隊機または米軍機といった形で、それぞれですね、の燃料を積載量が最大の機種を選定するというものでございます。
0:18:09	22 ページに離隔距離の評価ということで、この中のマイナス 7 乗をですね、に相当する面積を算出しまして、
0:18:20	その面積、それですねその半径というかですねそれを離隔距離としたものが、こちらの一覧の通りでございます。
0:18:30	これらの離隔距離を使いまして、燃料が燃え尽きるまでの評価を行った結果が 23 ページでございます。
0:18:39	23 ページがですね、航空機、機種ごとにちょっと変わりますので、それぞれ詳細ちょっと割愛しますが、それぞれの機種に対して、
0:18:51	評価をした結果が、23 ページ、それから 24 ページ 25 ページと、
0:18:57	示したものでございます。すべて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:00	許容温度を超えることはないという確認を、ができております。
0:19:05	以上が航空機落下に対するものでございます。
0:19:09	続きまして 26 ページが、重畳ということで、航空機落下等、あそこに森林があった場合ということでそこからの森林も延焼してですね、その、
0:19:22	森林火災が同時に発生した場合の評価ということも実施をしてございます。
0:19:27	評価の方法等は先ほどと同様の考え方で、外周、落下した。
0:19:33	1 にですね、森林があつて同時に森林火災も発生するような想定と。
0:19:38	してございます。これ判断基準は同様でございまして、
0:19:43	結果としてはですね、
0:19:45	やはり影響がないということを確認をしたものでございます。評価結果は 27 ページ以降にお示してございますが、
0:19:53	基本的には 200 度を超えない、また超える場合であっても内表面の温度が十分下がってくるということで、内部火災に至る恐れはないということを確認しているものでございます。
0:20:06	28 ページを同様に評価結果を示したものでございます。
0:20:11	以上が外部火災ですね、に対する評価のご説明となります。
0:20:19	続きまして、29 ページ。
0:20:22	が今度は横堀さん。はい。はい。小出院長ですか。はい。
0:20:27	はい。
0:20:29	航空機落下と中部、外部火災について、気づきがありましたらコメントお願いします。
0:20:39	真島倉地とシブヤですけども、こちら 8 ページから順番に聞いていきますという部分を、
0:20:49	ランド 8 ページをお願いします。周辺河川の浸水想定区域とかですね、土砂災害警戒区域というのがありますけれども、これは誰が定めた資料になりますでしょうか。
0:21:08	はい処理場のヨコボリですけどもこちらは自治体で定めております。ハザードマップですね、そういったものがございまして、そういったものから確認したものでございます。茨城県ということになりますでしょうか。
0:21:25	田井処理場のヨコボリですけどもこちらの茨城県それから我々所在する東海村両方ございますので、そちらで確認したものでございます。わかりました。許可の時から時間関わってると思いますけれども、河川の位置とか分かんないでしょうけども、何か浸水の状況とかそういうものに変化はないでしょうか。
0:21:50	はい。処理場のヨコボリですけども、最新のものでこの設工認申請の段階においてもですねその段階での最新のマップを確認しまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:00	こちら影響がないということを確認しております。
0:22:04	はい、わかりました。
0:22:07	次、11 ページをお願いします。
0:22:14	今回も出てくる表現ですけど、2 社風土を上回る場合もあるけども表層のみの温度上昇ということが書いてありますけれども、
0:22:25	何か、
0:22:27	外面の温度が、この 2020.4 の学校で 4 とか、十分わかってないと思うんですけど、100 度を超えて、外面が例えば剥がれ始めて、だんだんコンクリートが薄くなってくるにつれて、
0:22:41	内部の表温度も、情操してしまうとかそういうことは起きないんでしょうか。
0:22:57	はい。処理場のヨコボリですけどもこちらはですね
0:23:01	ぼろぼろはがれ落ちるというよりはですね要は、コンクリートの強度ですね、これがしっかり担保される。それが少し下回ってくるような、そういった温度がこの 200 度となってしまう。
0:23:20	はい。でない部分が外壁が現状であるということを前提に計算してると思うんですけども、その前提が崩れるというそういうことはないんでしょうか。
0:23:38	はい処理場のヨコボリですけどもこちらですね 20 度表面から下温度を下回ればその強度は当然落ちていくということになりますけれども。
0:23:48	内側これかなり
0:23:51	厚みがあるコンクリートでありまして、内側に行けばですね熱伝導の関係も熱あってどンドン、
0:23:59	熱も奪われながらですねし、どンドン内側に施工浸透していくわけですけども、その段階で当然温度はどンドン下回っていきますので、当然コンクリート自体の許容を下回る、
0:24:11	時点でそこ以降についてはですね、熱が加わっても、コンクリートの強度というものは変わってこないと思いますのでそういったことで、
0:24:21	評価をしているというものでございます。これ 5 ミリ内側の温度で最終的に評価結果示しておりますけれども。
0:24:29	実際コンクリートの厚みとしてもですね、250 とか、当然そのぐらいの。
0:24:35	少なくとも 220 センチとかですね、もうちょっと厚いものも当然ございますけれども。
0:24:42	そういった中で 5 ミリ内側に入れればですね、十分かなり下回ってくるということを確認しておりますので、コンクリート自体の健全な状態というかですね、影響がないことは、
0:24:55	十分確認が取れているかなというふうに思っております。
0:24:58	はいありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:00	では検討対象となる壁は、少なくとも、すべて 100 ミリメートルはあるというそういう認識でよろしいでしょうか。
0:25:21	処理場のヨコボリですけども、もう少し薄いものもございいますがそれでもですね、150 とかですね、そういったものを、
0:25:31	以上は大体ございますので、
0:25:35	まずそれで五味の家が入れば十分ということなので、150 であってもですね、残り 145 ミリ以降の厚みの部分はですね、コンクリートの許容温度は下回ることはないという確認になりますので、
0:25:50	影響はないというふうな評価をしております。
0:25:53	はい、規制年ぐらいですけども、衛藤高部が 150 あるということですけど、窓とかですねシャッターとかですねそういう薄いところの影響というのはどう、どうなんでしょうか。
0:26:19	はい処理場ヨコボリですけども、まず構成のシャッターですねちょっと構成ですので、この、
0:26:30	結構のですね、影響温度をということになるかと思えますけどもそれも十分下回ること確認できております。
0:26:38	窓ガラスにつきましては、
0:26:45	ちょっと明確な評価をしができておりませんが、
0:26:57	そうですねちょっと今回建屋で一部ガラス確かにあるところございますのでそこは森林のですね、市関係とそういったものもちょっと確認をさせていただきましてちょっと確認してもう 1 回回答させていただきたいと思えます。
0:27:11	はい、規制庁首藤阿久津装置しましたのでよろしくお願いいたします。
0:27:15	月 12 ページをお願いいたします。
0:27:19	もらってもいいですか。はい、どうぞ。お願いします。
0:27:23	植木シマムラ進 10 改善ですけど。
0:27:29	爾見青井氏多賀大岩君特に落雷がっていうのは、建築基準法に従い、必要な施設に、
0:27:39	避雷設備を設置というふうにあるんですけど、今回
0:27:47	施設の
0:27:52	例えば新美研修をもっとね、
0:27:55	対象の施設が並んでるんですけども、
0:28:01	このままここに振ってる施設って全部、建築基準法の、
0:28:07	対象。
0:28:09	ということよろしいでしょうか。例えば下のこれ、
0:28:12	つつもこの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:14	心配ループ用とか照射使用予定確かのコンクリートの塊に穴をあけてIT物を、そこに埋め込んでような、
0:28:27	そういうものだったと思うんですけど、こういうふうに、建築基準法の対象だと考えてよろしいでしょうか。
0:28:53	はい、処理場のヨコボリですけども、そうですね 10 ページのところちょっと表現が言葉が足りない部分があったかと思えます申し訳ありません建築基準法に従い、避雷設備というのはこれ高さの話をしておりまして、
0:29:08	20 メートルを超えるような施設にはそういった避雷設備を設けるようなところが、確かに確か 20 メーターだと思えますけども。
0:29:17	がありますのでそういったものをを超えるような建物をについては、避雷設備を設置するといったことなので少しこの記載は、
0:29:25	詳細を少し補充させていただきたいと思えます。で、先ほどいただいた
0:29:31	特定廃棄物の保管廃棄室マインパイルループは主、先ほど鳴村さんおっしゃられた通りですね建築基準法に基づく建築確認を受けるようなものではなくてあくまでコンクリートの、
0:29:44	塊というかですねそういった構築物、
0:29:47	になっておりますので、
0:29:50	ちょっと建築基準法との絡みについては、一応確認をさせていただきますけども、そういったものではなくて、
0:29:58	あくまでコンクリートの塊の構築物というかですね、そういったものになります。
0:30:05	規制庁します確かこの、
0:30:10	日本ルーティン照射試料羊蹄Bクラスだと思うんで、
0:30:19	Cクラスであれば建築基準法ということで委員の五味指令西野委員のBクラスということをまず出す今、
0:30:29	建築基準法の交通建築基準法の対象の施設というのもあってちょっとあります。
0:30:39	見せたのでは、そこは、
0:30:42	お願いします。
0:30:52	すみません規制とするんですけども、そうですね宍倉佐藤の建築基準法とかですね、一般送迎施設並みの対応でいいと思うんですけども、やっぱりBクラス数に効いては、
0:31:06	それぞれを超えた対策が必要かどうかということについて、お示し、必要な必要な意義をしっかりと示していただく必要があるかと思えますので、よろしくお願ひいたします。
0:31:29	対症状ヨコボリ承知いたしました。
0:31:34	次 12 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:40	はい。この絵で、
0:31:44	三つの構造は杉田について、コンクリートと構成の二つと、それぞれをポンと見て ってというのがわかったんですけども。
0:31:54	今シマムラが指摘してるような、縦穴とかです横穴とか何かそういったような感 じの構造物とかそういうのあったと思いますけども。
0:32:06	ちょっとそれについても、どういうところの温度を見ているのかっていうのについて ちょっと絵とかで示していただければと思うんですけどもいかがでしょうか。
0:32:20	はい処理場のヨコボリです。承知いたしました基本的にはこの絵もですね地下ピッ ト式のものになってまして、コンクリートというのはこの外、地上ですね、グランドレ ベルから上に出ている部分のコンクリートの外壁、それからその上にかぶってる 構成ぶた。
0:32:37	そういった評価になっておりまして、竪穴式のようなですね、他のピット式のもの についても同様に、グランドレベルから立ち上がってるコンクリート部分、そういった 部分の評価、それからその上に家具かけてある構成ぶたの、
0:32:55	温度評価ということで、基本的には同じような評価になっておりますので、ただ
0:33:01	インフレープはちょっとこちらと図が変わってきますので、ちょっとそういったこと も考慮しまして、施設ごとというかですね、代表的な形で、
0:33:11	図面をちょっと追加をしたいと思います。
0:33:14	はい。よろしく願いいたします。
0:33:19	外部、アラカワですけれども、この外部火災の話で、
0:33:24	最初の方でそのうちの、シブヤの方からも話がありましたけど、そんなに 100 度を 超えるってところが、我々これ、すごく注目をしてる場所なんですね。
0:33:36	一般的に見ると、20 を超えないようにするっていうのがあってですね、それを約束 事項に、基本的にはしているはずなんですけれども。
0:33:48	後ろの方についてる許可の内容を見ると、内部火災に至らないようにしますという ふうな約束事になっていると。
0:34:00	これ、我々皿の目で見ると、すごくキーに感じるんですね、審査会合が開かれます けれども。
0:34:12	その際にはですね、その許可でどんな議論をして、
0:34:19	こうなったんだっていうのは、まず説明をしていただけますかね。
0:34:24	特に、これ、杉山委員が今回は、
0:34:30	見られますけれども、すごくびっくりすると思うんですね、許可でどんな議論があっ て、こういうことになってるのかっていうのは、しっかり説明された上ですね。
0:34:42	今のご説明を展開していただきたいなというふうに思っています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:54	はい処理場の横堀です。承知いたしました許可段階での、はい。議論というかです ねそこも含めて、
0:35:02	ご説明したい。
0:35:04	と、まず先にそこをですねしっかりご説明をしたいと思います。うん。その中で ですね。
0:35:11	議論になってるとは思うんですけども、処理場の方からも説明がありましたけ ど、200度によってですね。
0:35:21	強度低下が始まっていきますという、説明が今ありましたけれども、その強度低下 ってものを、
0:35:32	どう考えていたかっていうのを議論されてると思うので、200度の意味合い。
0:35:38	も含めてですね、どういう議論がされたかっていうのを説明していただければと思 います。
0:35:49	はい処理場ヨコボリです承知いたしました。
0:35:55	はい。以上です。ありがとうございます。楠田ですけども、この丸野高齢でもあるよ ってというのは、当然許可の時にも示してそれに、
0:36:05	基づいて議論が行われてるっていうそういう認識でよろしいでしょうか。
0:36:11	はい処理場のヨコボリですけども、許可段階の審査会合のときにも、我々の方とし て示した資料としては判断基準は同じものになっておりまして、
0:36:21	評価の結果についてもですね、
0:36:25	超えるものは内部火災以内表面の温度を評価してってということで、
0:36:29	示したものでご説明しております。
0:36:34	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:36:39	次、13ページをお願いします。
0:36:46	確認田子ところで最大風速 18.5メートル毎秒となっておりますけども、これは許可以 降で、風速のチャンピオンデータが更新世かってそういう理解でよろしいでしょ うか。
0:37:03	はい処理場のヨコボリですこちらの 18.5メートルが最新の情報を基にした数値と なっております。はい。宇佐見他に。
0:37:13	そういうふうに変更されてる値で、結構あるものなんではないですか。
0:37:27	はい。
0:37:31	はい、衛藤処理場のヨコボリですけども、近隣ですね産業施設、そういったと ころで、タンクが増設されてたりという、この両括弧 2 番ですかね 17 ページの ですね。
0:37:44	古川のタンクが増設があったりしますので、そういったところは、増設した分を考 慮して、評価をしているものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:55	規制庁しますけども許可と、条件が変わってところが、
0:38:02	お示しが変わった。
0:38:04	というのをお示しいただけますか。
0:38:13	はい症状のことですね承知いたしました。そこについてはわかるようにちょっと、
0:38:18	資料の方に記載をしたいと思います。
0:38:23	どうぞよろしく願いいたします。
0:38:31	はい。
0:38:43	社長。18 ページをお願いします。
0:38:49	非小谷野店限界距離というのがあるんですけども、内側だと、どう、どうなるというのがこの試験に関して、
0:39:21	×ってでは、すいません。処理場のヨコボリですけども。すみませんちょっとそこ確認をさせていただければと思いますちょっと影響が、ここは大きく、距離が離れてましたので、ちょっとそこをこちらで、
0:39:36	即答できなくて申し訳ありませんちょっと確認して改めて回答させていただきます。
0:39:41	はい。よろしく願いいたします。
0:39:49	規制庁の中ですけれども、すごく細かい話ですけど、15 ページ見ていただいて、
0:40:00	込む位置があるんですね。※1 は、火災爆発が、
0:40:06	評価をしなきゃならない 10 キロ圏内のその物を示してるかと思ってるんですけど、17 ページでは、爆発を評価しなきゃ、
0:40:17	ならない対象として、日立のLNG基地。
0:40:21	というのが、
0:40:23	これ、17 ページの左下に、
0:40:25	書かれてるんですけど、今日にないんですね、これは何か。
0:40:30	あるんですけど。
0:41:04	すいません症状ヨコボリですけども、ちょっとここは※の降り方がちょっとおかしいところがございますすいません資料上のミスでございます申し訳ありません。適切にちょっと修正をしたいと思います。
0:41:16	どういうふうにやるんですかね。米の降り方が悪かったってどういう意味ですか。
0:41:40	はい庄野城野ヨコボリです。すいません。爆発ですねこの人たち、LNGタンクですねこちらがですねちょっと 15 ページ上抜けてしまっているということになりますので、
0:41:51	そういうことないですね。はい。
0:41:54	他になりますよね。そういうことなのかなと思っただけなんですよ。はい。そうだけど。
0:42:01	やっぱりね、きつく多くチェックしてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:06	はい、承知いたしました申し訳ありません。はい。
0:42:15	他に何かございますでしょうか。
0:42:19	大平川上。
0:42:21	はい。
0:42:22	麻生。
0:42:24	28 ページまでです。
0:42:30	みんな置かない。
0:42:35	学生とシブヤですけども、航空機落下と森林火災を重畳するっていうのもこれは許可でそういう約束でしたでしょうか。
0:43:57	うん。
0:43:58	うん。
0:44:16	すいません遅くなりました局長城野木場ですけどもこちらの重畳については許可上の約束事とか要求ではないんですけども、
0:44:27	こちらですね、確か
0:44:29	ヒアリング等の議論の中で、
0:44:33	そういった重畳も考慮するっていうことで、
0:44:38	改めてちょっと追加をして評価をしたようなことを、
0:44:42	だったかと記憶しておりますちょっとあの事実関係は改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。はい、わかりました。よろしく願いいたします。
0:44:52	荒川ですけども。
0:44:54	21 ページ。
0:44:56	見ていただいて、
0:44:59	ここが
0:45:00	想定している、落ちてくる飛行機を書いてあるんですけど。
0:45:05	この民間航空機のD77400 って、これ他のプラントでもそうでしたっけ。特にそのワンプラント原価県の。
0:45:15	という意味ですけども。
0:45:27	これは後で教えてもらえば結構です。
0:45:32	はい承知いたしました。確認して、後程回答させていただきます。はい。それと、先ほどのシブヤの方からも、
0:45:43	コメントがありましたけれども、森林火災との重畳なんですけれども。
0:45:49	26 ページにそのことが書いてあって、うん。
0:45:57	評価 5 分ところですね、70 以上っての面積の回収分に飛行機が落ちますと、そこにはおそらく松林みたいのがあってですね、そこはもう行ってるっちゃうことなんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:10	まず7乗を超える面積の外周部っていうのは、
0:46:15	何だろう、我々が一般的に申し上げて防火体のうちから出るか外かなのか、それはどうなんですかね。
0:46:43	処理場は防火隊いかないのは知ってるんですけど、防火隊に代わる何かそういうエリアがあるというふうには、認識してるんですけど、その内なのか外なのかっていうことなんですけどね。
0:47:11	はい処理場のヨコボリですけども、おっしゃる通り防火大和ないんですが、守るべき。
0:47:17	エリアというんですかね範囲ということでこの離隔距離、森林との距離ですね。そこを、
0:47:25	ございますので、ちょっと離隔距離委員。
0:47:29	どのを関係というかですね、そこがこの10のマイナス7乗との、
0:47:34	半径というかですね距離、との関係はちょっと確認して改めてちょっと再調査していただきます。承知です。
0:47:42	ちょっと今、僕はお話しするのは、
0:47:48	離隔距離の外側に飛行機が落ちるという前提でお話をしますけど、
0:47:54	落ちてですね。
0:47:56	その森林が燃えると、その生まれた森林の火災が、離隔距離の内化に向かって、
0:48:07	も進んでいく、で、離隔距離の端のところまで止まって、そこからの評価。
0:48:15	をしてるっていうことになるんですかね。
0:48:38	バイエイト処理場のヨコボリです。衛藤伊賀距離との関係はちょっと確認をさせていただきますが、離隔距離の外側に例えば非航空機が落下してそこに森林があって、森林に延焼してですね。
0:48:52	火災が発生するといった場合は、
0:48:54	森林火災についての離隔距離というのは単純な森林火災を評価したものと同様の評価になっておりますので、
0:49:04	森林を伝ってですね森林があるところまでというんですかね、そこまで火災が延焼していてその森林が燃えて、
0:49:15	尽きるというかですね漏れた場合の施設への影響の評価となっております。
0:49:20	ですので森林火災単独の評価と、そこは同じ、距離的な話は同じになります。
0:49:26	はい、わかりました。すいません僕はちょっと見落としてたところがありますね。27ページでは、
0:49:33	30数人湖西。
0:49:39	森林火災で、
0:49:43	森林火災で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:47	受ける表面運動。
0:49:49	と。
0:49:50	航空機落下者によって、
0:49:53	生じる表面温度、単純にこれ出してるような感じですかね。
0:49:58	はい。非常に効率おっしゃる通りですその温度の上昇分を、を加算していつているものになっております。はい。すいませんちょっとお手間をかけたありがとうございます。
0:50:11	すいません。規制庁、島村です。すみません伊波離隔距離の話が出たんで22ページ、離隔距離が出てますけどこれまた、さっきと同様ちょっと許可と
0:50:25	許可で使った、多少、
0:50:27	変更されてるものなんですけど、面子変更された、
0:50:35	要因は何か、事故の航空機の事故のデータを構成したとかそういうことでしょうか。
0:50:44	はい。
0:50:46	蒲生。
0:50:48	考えていて、
0:51:00	はい処理場ヨコボリですけども、すいませんこちらについてもですね、先ほどと同様に許可段階の時から、変わったところその理由も含めて、資料の方に、後程ちょっと明確化したいと思います。はい。お願いします。
0:51:21	はい。タナカでございますでしょうか。
0:51:23	規制庁の伊藤ですけれども、衛藤稔ための確認なんですけれども。
0:51:29	外部火災があったときにばい煙とかの、いや地域的な、その火災以外の影響っていうのは考えられると思っていて、
0:51:38	建屋のいろいろあるので、
0:51:41	休憩があったりとか、
0:51:45	あると思うんですけども、そういったときに、
0:51:50	その中にある作業員の方の、その居住性みたいなものを考えたときに、に影響があると、評価してるのか或いは何らかの説明がついて、
0:52:03	例えば避難可能であるとか、その設備停止にするので問題ないとかですね。
0:52:08	避難、影響はない、皆さんの対策を取らなくても影響はないと評価してるのかとかその辺りの考え方って回答いただけますでしょうか。
0:52:43	はい、衛藤処理場のヨコボリですけども、こちらについてもちょっと
0:52:51	検討我々の方の検討がちょっとそこにおよんでない部分も若干ございますこれ評価のところでは航空機落下であれば、建物自体に落ちるといった想定ではないまた森林火災についても外部で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:04	敷地からの森林を使った場合、井手栄喜直近まできて火災がはい、減少しているという評価になってますので基本的にその時間軸を踏まえて、設備を停止して退避、避難するっていうのもありますし、
0:53:21	そのまま避難する場合もあるかもしれませんがともそういった場合であっても、影響はないということが、はありますのでその辺をちょっと整理してですね改めてちょっと回答させていただきたいと思います。
0:53:35	はい。施設の井藤ですよろしく願いいたします。
0:53:39	加えてまた日赤というかですね、朝の直接の影響も含めてなんですけれども、今建屋単位で影響のあるなしっていうのを評価したい。
0:53:52	説明いただけるんですけども。
0:53:55	処理場の設備の中で、その建屋議会で、その保有してる最中で、火災によって機能喪失するものが、
0:54:06	あるのかないのかっていうところと、何かその代替を手段を講じる必要があるのかないのか。
0:54:13	ていうところも確認させていただけますか。
0:54:20	主に建屋外のお話だと思ってるんですけども。
0:54:34	本当に、
0:54:36	はい処理場のヨコボリですけども、今のお話は機能喪失とおっしゃったのはその閉じ込めのを、
0:54:44	ところを、建屋以外で何かそういったものがあるかというお話でしょうか。これに限らずですね、
0:54:54	安全の確保に必要な設備として処理場で持っているものがあって、それについて、
0:55:02	例えば遮へいと事故みたいな話以外の話が主だと思うんですけども。
0:55:07	大体講じる必要があるものがあるかどうかという観点です。
0:55:18	はい処理場のヨコボリです。所々観点は理解しましたので、そういったところもちょっと整理をして、
0:55:27	改めて回答したいと思います。
0:55:31	阿井江藤よろしく願いします。
0:55:42	はい、ほかにいかがでしょうか。
0:55:47	点数が正と少ないですけども、後で聞いた方がいいのかもしれないけど、アンモニアガスのタンクが屋外にあったかと思うんですけど、それ、火災が起きると、バックアップするんでしょうか。
0:56:25	はい藤処理場のヨコボリですけども、こちらについてはですね、高圧ガス保安法上の距離も含めて、一応必要な距離を確保しておりますので

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:37	アンモニアの場合はですね爆発の許容限界というんですかねそれがLPGのガスと比べて、他。
0:56:45	リスクとしては低いというものになっておりまして、
0:56:49	ですのでちょっとそこ、その笠伊井で爆発がした場合の評価というんですかね、そこまではちょっと実施はしておりませんが、高圧ガス保安法上で問題ない。
0:57:02	距離というかですねそこは確保して設置しているものでございます。
0:57:06	はい。高圧ガス保安法の方で、まず安全性の確保、確認しているということで。承知いたしました。
0:57:16	いかがでしょう。
0:57:20	じゃあ、またあのあたりを用いた質問させていただくかもしれませんが、ひとまず、じゃあ竜巻から、土砂 1 の終わりまでお願いします。
0:57:33	はい庄司城野ヨコボリです。引き続きまして、29 ページ以降をですね、竜巻の評価についてご説明をさせていただきます。
0:57:43	辰巳系につきましては、
0:57:46	過去ですね、敷地それから周辺、敷地から半径 20 キロの範囲になりますけども過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻ということで、フジタスケール前不安竜巻風速 49 メーター/sec、そういったものを、
0:58:01	評価の対象とし竜巻としております。
0:58:07	評価の結果ですけども、まず空調室外の空調機、それから容器エア等チェックアッププレートですね、こういった周辺の敷地調査の結果、選定した飛来物の中で、
0:58:20	その三つのものが浮上することをまず確認をしております。
0:58:26	これは浮上したのがですね、建屋に衝突した場合の評価ということで、
0:58:33	こちらについては一部建屋のですね、
0:58:38	パンツですとか、リネン剥離が生じるといったところですね。
0:58:44	確認をしたりですね、あとは
0:58:47	保有水平耐力、しっかり下回ることとか、それから排気塔であればせん断力ですね、そういったものとか、終局の曲げモーメント、こういったものを下回るようなことの確認等を、
0:59:01	実施をしております。最終的にですね被害防止対策ということで、浮上するものについてまた浮上して建屋になり、何らかの影響を及ぼすような、
0:59:13	ものということで物置とチェッカープレートが該当するという評価結果えましましたので、これは物置とチェッカープレートについてはですね、浮上しない、重量を 2 代替するというような対策を講じるということで、これは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:29	一部使用承認でいただいている施設についてももうすでに同様の措置をとっております。こういったものは保安規定に定めてですね、下部規定に定めて、
0:59:39	運用で対策を講じていくというようなものを現在も行っているというものでございます。また
0:59:47	当然対策を講じるにあたってはですね、
0:59:52	評価、浮上条件をしっかりと考慮して浮上しない授業を設定してですね、対策を講じるということを行っていくというものでございます。
1:00:00	評価につきましてですが、30 ページになりますけれども、
1:00:06	まず評価の方法としましては、浮上の有無の評価として、栗城パラメーターの評価を行うものでございます。
1:00:15	こちらの評価の結果ですね、飛来高さが正となる条件ということで、
1:00:22	この栗城パラメータが 0.0116 平方メートルパーキログラム以下であれば、浮上しないということになりますんでこの値を、
1:00:32	一つの基準としております。
1:00:36	評価の条件ですけども、風速場、ランキン渦モデルと仮定をして評価をしております。
1:00:43	今、
1:00:45	ガイドに示された飛来物ということで構成パイプや構成材コンクリート板、もろもろですね、そういったものを選定をしております。また敷地周辺、
1:00:55	の状況を踏まえまして自動車ですねミニバンとか、9 室外空調機、自動販売機や物疑問マンホールの蓋チェッカープレート、
1:01:06	そういったものですね、等を、
1:01:10	選定をしております。
1:01:13	それから栗城パラメーターこちらについては、抗力係数等面積の関野平均値から求めるもので、
1:01:21	適切な形状に応じてですね、これ係数等は適切な値を用いて評価をするということでございます。
1:01:29	それから扶助についてはこの解析コード田んぼ数というソフトを使って、評価をしているといったものでございます。
1:01:40	評価の結果ですけどもまず 31 ページに、飛来物数ですね選定した対象物が浮上するかどうかの評価を行った結果を示したものです。
1:01:51	この中で浮上する、先ほどの 0.0116 ですね、こちらを、
1:01:58	超えるものということで室外空調機、それから物置、あとチェックプレート、
1:02:04	これがですね、浮上するという確認をしておりますそれぞれ、
1:02:10	浮上した場合の飛来する距離ですとか高さ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:14	そういった速度ですね、等々を評価した結果を示したものでございます。それでこれの室外機動きチェッカープレートについて、移行の評価を行っていくということで、
1:02:27	次に 32 ページに、それらの飛来物がですね建物等に衝突した際の影響ということで評価を行っております。
1:02:39	で、こちらの評価についてはこの判断条件、ありますけれども、飛来物のコンクリートの貫通厚さですとか裏面剥離の厚さ、それが、
1:02:50	各施設ですね、コンクリート厚さを下回る場合には、
1:02:54	影響なしと、構造健全性が維持されるということになります。
1:02:59	またですね、後半の方も同様でございます。
1:03:07	評価の条件はこちら記載の通りとなっております。
1:03:12	コンクリート強度についてはこちらに示した通りですね、となっております。またコンクリートの貫通厚さですとか、
1:03:20	裏面剥離の厚さ等は記載の評価式Eを用いて算出をしたものでございます。
1:03:28	33 ページに評価の結果以降に評価結果を示したものでございます。
1:03:35	まず室外空調機につきましてはがコンクリートの外壁、この天井面であったり側面であったりですかね、高さもこう評価してますので影響のある部分に、
1:03:46	衝突した場合の評価ということで、こちらについてはですね、かんつうや裏面剥離の厚さというのがコンクリート厚さを下回ることをすべて確認をしているというものでございます。
1:04:00	後半についても同様で評価をしたもので
1:04:04	貫通なしというような評価結果終えております。
1:04:08	次に 34 ページになりますけれども、友利大城が今度衝突した場合の評価ということで、動きの場合にはですね、
1:04:18	貫通はございません。が、裏面剥離が生じる施設が複数あるという評価結果となっております。
1:04:28	続きまして 35 ページがチェッカープレートになりまして、チェッカープレートが衝突した場合にはですね、貫通、それから裏面剥離、両方。
1:04:38	それぞれ起きる施設両方起きる施設がございます。それがこちらの結果、緑塗り潰しの部分がそういった結果になっているところになる。
1:04:48	なります。
1:04:50	ですね物置やチェッカープレートについては裏面剥離や陣痛が生じるという評価結果となっております。
1:04:59	続きまして竜巻荷重の影響評価ということで 36 ページになります。
1:05:04	こちらはですね竜巻のガイドに従いまして竜巻の複合荷重、馬畔圧力ですとか、気圧差による荷重、それから飛来物の衝撃荷重の複合荷重となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:17	こういったものに対して、その各施設のですね、保有水平耐力との比較をするというものでございます。
1:05:25	また廃棄等につきましては、
1:05:27	こちらのゲームモーメントとかせん断の荷重ですね、そういったものと比較するというようなものになっております。
1:05:36	なおですね評価対象のうち、地下ピット式の保管廃棄施設ですね、こういったものをはですね、奥川に設ける、ピット構造の、
1:05:46	施設でございまして、地上分のですね、地上部のですね、の重圧面積、地上部に出てる面積が非常に小さくですね。
1:05:56	気圧差による圧力も生じないということで、
1:06:00	まず竜巻のおかず圧力による荷重、それから気圧差による荷重については評価の対象外としてございます。また排気塔は上部が開口となりますので、気圧差による荷重については評価対象ということで、
1:06:16	方法として記載をしてございます。判断基準は保有水平耐力を下回る、それから海域等についてはせん断耐力を下回るかつですね、曲げモーメントをこういった部分の、
1:06:30	終局の曲げを下回るというようなことで、確認をするといったものでございます。
1:06:38	37 ページに評価の計算ということで複合荷重の算出ですとか、それぞれの衝撃荷重、せん断荷重、
1:06:49	曲げモーメントの荷重の評価式を記載したものでございます。
1:06:54	評価結果以降に示しておりますけれども、各施設東西方向南北方向でございますのでそれぞれ階層ごとに評価をしまして、保有水平耐力を上回ることを確認をしているというものでございます。
1:07:10	それから 38 ページがですね、排気塔でこれは第 1 廃棄物処理棟の代表例で示しておりますけれども、排気塔についてもですね、高さを、
1:07:21	分けまして、それぞれ改修も変わってきますのでこういった形で分けてですねそれぞれ、
1:07:30	せん断耐力、それから曲げモーメントを下回ることがないということを確認をしているといったものでございます。
1:07:40	それから 39 ページに、竜巻の随件事象の検討ということで、検討結果を示したもので、
1:07:50	まず笠井です。
1:07:52	こちらについては石油コンビナート等の特別防災区域が周辺にございません。
1:08:00	また敷地内や大規模なですね、危険物のタンク等を設けていないので、こちらはですね、影響ないということになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:09	またSEにつきましても、奥川の給水タンク設けてる施設ございますけども、竜巻により倒壊して、水の流出があったとしてもですね。
1:08:19	特段、内部に流入するようなことがございませんので影響はないというものになっております。
1:08:26	それから外部電源喪失、竜巻によってですね、失った場合であっても、
1:08:32	通信連絡等についてもですね、代替手段等に対応することが可能でございますので、また外部電源喪失して処理が停止したとしてもですね、これまでもご説明させていただいてる通り、
1:08:47	プロセスは沈静化に向かうということで、こちらの影響なしということになっております。
1:08:55	以上が竜巻による評価結果になってございます。
1:09:04	このまま続けてもよろしいでしょうかはい。
1:09:07	やっぱり承知しましたではレーダーの評価結果になりまして、40 ページ以降に評価、設工認申請書の評価条件ということで、
1:09:16	示したものがございます。まず両括弧 1 外部火災については、
1:09:22	敷地外の森林が迫った場合でも、安全機能を損なわない設計というものです。あと、近隣産業施設先ほどのご説明の通り、
1:09:32	10 キロ以内のものを、安全機能を損なわない設計であるとか爆発によっても同様でございます。航空機落下も同じでございます。
1:09:41	竜巻についてもですね、このF案竜巻またその随伴の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計ということになります。
1:09:50	それから 41 ページ、落雷、いいですけども、こちらが、
1:09:55	建築基準法に従って必要な施設ですね、第 1 廃棄物処理棟第 2 廃棄物処理棟、解体分別保管と減容処理棟が該当施設になりますけども、こちらに避雷設備を設けて、
1:10:07	いくというものでございます。第 2 廃棄物処理棟の平井設備の設置局分だけですけども、こちらについてはもうちょっと経年の劣化もございますので、今回設工認申請をして更新工事を行うというしてございます。
1:10:23	両括弧 4 が生物学的事象ということで、こちらが主に換気が必要な処理設備ですね、こちら記載の通りですけども、関係については枯れ葉等の混入または小動物の影響を受けない設計と。
1:10:37	してございます。両括弧の 5 番が有毒ガスということでこちらは減容処理棟におけるアンモニアガスのみが該当しますけども、
1:10:45	こちらは漏えいしがたい構造として、使用する室にはパスモリ検知器を配置するとともに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:52	供給元は屋外に設けるといふものでございます。
1:10:56	それから最後電磁的障害、こちら高圧受電盤等については、栗田影響を考慮した設計とするといふものでございます。
1:11:06	42 ページ以降に設計仕様を示したものでございます。例えば落雷については、準拠規格、それから設備の構成ですね、当指針から 7 時間。
1:11:18	避雷導線設置局と、そういったものになります。設置傾向については、こちら記載の通りとなっております。第 2 廃棄物処理棟に関しましては、設置局について、更新工事を予定しておりますので、
1:11:34	そちら設置局の仕様ということで、導体飯野大物ですねそれから駿東厚さですね、幅、それから数量をといふことでこちらを第 2 廃棄物処理棟については記載をしたものでございます。
1:11:50	43 ページに設計仕様落雷のですね代表例といふことで第 2 廃棄物処理棟の図面と写真を示しておりますがこの右側のですね。
1:12:00	更新工事と書かれたところのこの湿地曲の部分のみですけれども、こちら新たな胴体ですね、こちらを埋め込みまして繋ぎ替えを行つてというようなそういった工事を予定しているものでございます。
1:12:17	続きまして 44 ページが生物学的事象といふことで、
1:12:21	こちらはですね、設置場所を、等を配布しつつ設置場所をそれから 9 機の系統がありますので、それらの吸気系統、そういったところが分かれてるものはこういった形です。で、
1:12:35	仕様としてはプレフィルター、一部ロールフィルターといふものもございましてこういったフィルターをそれぞれ設置するといふことで、
1:12:43	記載をしてございます。量もし、
1:12:47	図面をちょっと追加してつけておりますけれども減容処理棟であれば、
1:12:51	これらの 9 機のフィルターのところを外気フィルターのところがございまして、そちらが増え、据えつけ場所であるとか、次の 45 ページにフィルターの図面据えつけ図ですね。
1:13:04	あと後つけている実際の状態をちょっと写真でお示したものでございます。これはすべて既設の設備となっております。
1:13:14	続きまして 46 ページが有毒ガスのものになりましてこちら減容処理棟の金属溶融設備等焼却溶融設備というところで使用するものになってございます。これらのですね、
1:13:29	仕様として構成配管では溶接の継ぎ手をする、フランジ接続部についてはガスケットにより漏えいしがたい構造等をしてございます。
1:13:39	またガス漏れ検知器、は停電。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:43	いいですね、展開式というような、ガス漏れ検知器を1台ずつそれぞれの使用する室に設けているというものでございます。
1:13:53	また応急設備自体はですね屋外に設置しておりますこちら先ほどの通り、高圧ガス保安法に基づいて管理を行っているものでございましてこちら減容処理等の、
1:14:04	東側になるんですけども、多く外に設備を設けているといったもので、そちらの図面をつけてございます。
1:14:13	それから47ページに、
1:14:15	配管の系統をですとか、あと使用する機器ということでこの脱臭装置ですね、そういったもので使用しますので、
1:14:24	こういった代償措置の1、それからバス漏れ検知器の位置、写真も含めて示したものを付けております。
1:14:34	続きまして48ページが電磁的障害ということになりましてこちらは、
1:14:39	高圧受電盤等の配置図、それから、
1:14:44	仕様としては筐体の在英領ということで鋼板を使っているというものを設置しているということで、そういったところを確認するというでそれぞれ数量を示して図面を付ける形をとってございます。
1:15:01	以上が設計仕様になりまして49ページ以降が技術基準適合性の説明のところということで第8条の
1:15:11	1項2項ですね、こちらが適合状況となっております。
1:15:16	適合性の説明のところですけども52ページ、等を53。
1:15:23	52ページ以降になりますけども。
1:15:25	まず外部火災良いところについては、先ほどの評価でのご説明の通りですね、コンクリートの
1:15:34	外壁の表面温度がコンクリートの許容温度である200度を下回ることを確認。
1:15:39	一部、コンクリートの強度を上回る施設についても表層のみの温度上昇であり内部火災に至らないことを確認ということでございます。
1:15:48	また保管廃棄施設の構成ブタンについては、結構の今日温度350度を下回ることを確認ということで、
1:15:56	これら、元算の敷地外の森林火災が発生した場合であっても、
1:16:00	施設の安全機能を損なう恐れはないというようなことを示してございます。
1:16:07	なおですね、表へ蒸気評価の要件となるような森林等を施設のですね離隔距離、今これを維持するため、
1:16:15	施設、のりに隣接する森林がある場合はですね、森林が拡大しないよう樹木の管理をすることを、保安規定または下部規定に定めるということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:26	両国の竜巻につきましても、浮上する飛来物のうちですね、物置チェッカープレート、これが施設に衝突した場合に、貫通または裏面剥離によって構造健全性に影響を及ぼすことを確認したことから、
1:16:42	以下の被害防止対策を講ずることを保安規定及び、下部規定に定めるということで、浮上しない。
1:16:50	形状量の物置やチェッカープレートに対するですとか、
1:16:55	対策にあたってはしっかり浮上しない重量を設定するといったことを、運用の方でも明確化をするといったものでございます。
1:17:06	それから 53 ページが落雷、イにつきましては落雷により安全機能を損なわないよう避雷設備を設けるということになります。
1:17:15	それから生物学的事象については枯葉等の購入、小動物の影響を受けないようフィルターを設けるというものでございます。
1:17:24	続きまして 54 ページ。
1:17:29	ですね、こちらは、
1:17:32	2 項の方になりますけれども、近隣の産業施設の火災爆発ということで、こちらは先ほどのご説明の通り今日温度の話に記載をする、しているものでございます。
1:17:44	それから、爆発については離隔距離、危険限界距離のとの関係を説明したものを。
1:17:51	それから敷地内のLNGタンクについても、爆発限界の危険限界距離と、離隔距離の話に記載をしたものでございます。
1:18:01	続いて 55 ページが航空機落下による火災ということでこちらですね先ほどの説明と同様なのでちょっと説明は割愛させていただきます。
1:18:11	また有力ガスについては、まず、有毒ガスの供給元は建屋の外に設けるということ、それから配管等は溶接継ぎ手ガasketを設置したフランジ継ぎ手等の漏えいしがたい構造とすると。
1:18:25	それから、使用する室には松森建築を設けるというものでございます。
1:18:30	また電磁的障害、こちらについては電磁的障害の影響を考慮しましてこれは、
1:18:37	構成の業態であるとか設置をする、そういったものを考慮することで、
1:18:42	そういった高圧受電盤等を設けるということにしてございます。
1:18:48	続いて 56 ページ以降が許可との整合性のところになってございまして、こちら詳細の説明を割愛しますけれども、許可上のですね、基本方針のところの、
1:18:59	設計方針 2 からですね、転記したものでございます。
1:19:05	59 ページ。
1:19:10	2、第 2 廃棄物処理棟の平井設備ですね、こちらの設置更新工事を伴いますので、こちらの工事フローということで材料入手から始まって、
1:19:21	状態の埋設、それから新規でハンドホールの据えつけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:28	を行って、
1:19:30	既設のですね、設置局を取り外しまして新設の設置局へ接続する例。
1:19:36	性能検査を行って最後適合性確認検査を行って工事完了というような流れのフローをつけてございます。
1:19:46	続きまして 60 ページ以降が使用前事業者検査の項目と方法ということで、外部火災と竜巻影響につきましては、1 号検査に 5 検査は特になく適合性の確認検査、
1:20:00	をしての評価の確認ですとかそういったところの検査を予定してございます。
1:20:06	それから 61 ページの落第位につきましては、まず材料検査としまして、第 2 廃棄物処理棟これは工事伴うものですので、設置局の材料、これを材料証明等により確認するということ。
1:20:20	判定基準としては設置局の材料が設計仕様等に示す材料であることを確認するといったものでございます。
1:20:28	それから外観については、それぞれ、外観目視により確認するというので双眼鏡等を使って可能な範囲でしっかり確認をするといったものを既設のところになってございますので、
1:20:39	こういった国を外観検査として行うことを考えてございます。
1:20:44	それらによって有害な損傷等がないことを確認するといったものを考えてございます。
1:20:51	また配置検査につきましては、所定の位置、図面を示しておりますので、層厚所定の位置に配置されていることの確認をするというものでございます。
1:21:02	また 2 号検査の方としましては、性能検査ということで、
1:21:06	接地抵抗ですね、が基準を満足しているというようなことを確認するというので、こちらはですね点検記録がございますので、
1:21:16	そういったものの記録により、問題ないということを確認していくというもので性能検査を考えてございます。
1:21:25	抵抗産業計算についてはちょっと割愛をさせていただきます。続きまして、63 ページ、有カガスになります。
1:21:33	応カガスについてはこちら外観検査として、アンモニアバスを使用する機器ですね。
1:21:41	こちら及び配管について、外観目視により確認するというので、有害な損傷等がないことをですね表面にないことと、それから次で、配管等は溶接継ぎ手またはフランジ部にしっかりガスケットが設置されていること、そういったことを確認する。
1:21:58	ものでございます。また配置検査につきましては、
1:22:02	供給元の設置場所とか屋外まずガス漏れ検知器ですね、が使用する室、所定の場所にあること。それから、供給元は屋外に設けられていることを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:14	確認するといった配置の検査を予定してございます。
1:22:18	機能検査としては該当しませんのでなしとしております。
1:22:24	で、4(3)適合性の方はちょっと説明は割愛させていただきます。最後 64 ページに、
1:22:33	臨時的障害ということで、こちら高圧バス、高圧外観検査ですね、高圧受電盤等の筐体が金属製であることを、
1:22:42	磁石の吸着または竣工時の図書を等により確認をするということ。それから、
1:22:49	外観設置線が接続されていることを目視で確認するということで、外観については有害な損傷がないこと、また接地線がしっかり接続されていることを確認すると。
1:23:01	言った検査を予定してございます。
1:23:05	はい第 1 点についての説明は以上となります。
1:23:10	ご指導ありがとうございました。ご質問よろしくお願いたします。ありがとうございます。
1:23:17	小崎についてお伺いしますけども、平井普通の方や認証金融、
1:23:26	ことについては、飛びそうなものを、
1:23:30	の方を全部飛ばないようにするっていうそういう基本的な考え方ということでよろしいでしょうか。
1:23:39	はい非常にヨコボリです。おっしゃる通りです。
1:23:42	ここの取りそうなものですよというのが、実際古谷の周りにあるものを見て回って、すべからくピックアップしたってそういう理解でよろしいでしょう。
1:23:56	はい。その通りです。
1:23:59	若生なんでしょうね。ルーターとか、オートバイとか、
1:24:06	看板とか、
1:24:08	電池とか、なんかそういうものはないでしょうか。
1:24:33	はい。処理場のヨコボリですけども。そうですねます。先ほどすべからくという確かにそのバイクとかですねそういったものも近くにあったりしますけども
1:24:44	評価上というかですねこういった上げたものに代表例に挙げたものに包絡されるようなものは、ちょっと来省いたりということはしております。でも、こう強くすんじやなくて、徳本の方を何とかするだと、何か結構、
1:25:04	もう切りがないっていうか、もう全部なんか難しいかなと思ったんですけども、いずれ辺はいかがでしょう。
1:25:16	はい症状ヨコボリですけども、すべからく細かくというところになってくればもちろんおっしゃる通りいいかと思いますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:26	逆に言うと建物の構造をですね、これに耐え得るような設計に変えるということは、かなり予算等も含めてですけども、対策としては非常に大きな対応が必要になってきますので、
1:25:41	我々としてはですね、なるべくそういったものを選定をして、影響があるようなものについては、飛ばさないような対策を講じていく、そういったところで今のところ考えているものでございます。
1:25:55	はい、わかり。
1:25:56	いかがでしょう。
1:25:59	清洪川です。30 ページ。
1:26:05	判断基準のところ貫通厚さ等は、施設の航空局長。
1:26:18	下回るってそういう判断基準。
1:26:22	うちてる。
1:26:23	ということなんですけど、私はいけないように、さっき武笠の方ちょこっと出たんですけど、縦に
1:26:38	シャッターとか窓とか剪定何をする扉とかですかね、それをコンクリートでない部分も、
1:26:48	あるかと思うんですけどそういう。
1:26:52	ところへの影響というのは、
1:26:56	それを考慮してもこういう結果になるというゴトウでよろしいでしょうか。
1:27:10	見城。
1:27:12	吉良幹事。
1:27:23	国本委員。
1:27:49	調査員がちょっと前に目が短期、
1:28:22	すいません庄野ヨコボリいいですけれども、おっしゃる通りシャッター窓を先ほどの外部火災換算のところでもいただいたコメントでございますので、
1:28:33	ちょっとそこについては改めてちょっと説明をさせていただきたいと思います。今のところちょっとこのコンクリート部。
1:28:41	宮。
1:28:43	建屋等ですね状態の大半を占める部分で評価をしておりますので、
1:28:49	ちょっとまだとかですね、おっしゃる通りそのシャッターとかですね、そういったところについてもちょっと確認をして改めてちょっとご説明をさせていただきたいと思います。
1:29:01	規制庁しますもちろん、浮き上がり高さとかあるんで。
1:29:07	それ一よりも、
1:29:13	足を見なければ、特に問題ないんじゃないかと思うんですけども、もし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:20	そういうぶつかる可能性があるのであれば、
1:29:26	検討していただく必要があるんじゃないかと思えますんではい。よろしく願います。
1:29:37	規制庁渋谷ですけども。
1:29:40	落雷ですけども、台数、例えば第3廃棄物処理棟は20メートル高くないということかと思うんですけども。
1:29:50	第3廃棄物処理棟には落雷は生じないというそういう理解でよろしいでしょうか。
1:30:02	はい、処理場のヨコボリですけども、第3廃棄物処理棟に落雷が生じないかということなかなかちょっとあれ、答えが難しいんですけども、ここは建築基準法に倣ってですね。
1:30:13	必要と判断された施設にはしっかりつけているといったものでございますので、
1:30:18	現状そういった状況です。
1:30:20	はいありがとうございます。
1:30:22	炉規法ですので都丸金井藩廃棄物処理棟には落雷が生じないようにしているが生じて、安全機能に影響がないかというそのどっちかの説明があり得るかと思えますけどもいかがでしょうか。
1:30:44	はい。処理場の横堀です。承知いたしました。そこはですね、改めてちょっと考え方を整理して説明できるようにしたいと思います。はい。よろしく願います。
1:30:58	あと有毒ガス数の杵築の話が出てますけども、当然6月ですので人に対しては、
1:31:08	警報を発する車等であるかと思うんですけども、やっぱり安全機能を守るという上からやっぱりガス漏れ検知機関、どう、どういう観点で、必要ということでしたでしょうか。
1:31:46	はい処理場のヨコボリですけどもこちらですねガス漏れ検知器、当然検知すればですね、ガスの供給がとまり溜めますけれども、
1:31:56	安全機能閉じ込めに関しては、建屋内は常にN換気しておりますので、要は、そのことによってですね、爆発のリスクとかですね、そういった、
1:32:09	濃度を限界のところに至ることはございませんが当然低い段階でそれを発表するようになってますので、
1:32:17	なので、閉じ込めに影響するものではございません。
1:32:22	わかりました。例えば、普通の原子力施設だとかいう得ガスが、例えばチュウギョ中央制御室に流れ込んでしまって、人が居住できなくなるとかというのは、
1:32:34	まずいので投稿当然しようと思うんですけども、ちょっとそれ以上の観点としてちょっとどういうところで必要なのか、もうちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:41	まとめてまたご説明いただければと思いますよろしく願いいたします。
1:32:48	はい、承知いたしました。
1:32:53	淡路からでしょうか。
1:33:02	院長の荒川ですけれども。
1:33:05	スズキの暴行のお話で、内野渋谷からも、今ありましたけれども、スクーターであるとかそういうちっちゃい駒井物ですね。
1:33:15	そういうものは、どうされるんですかって話だったんですけど、結局どうされるんですか。
1:33:34	処理場のヨコボリですけども、まずそこについては、まず先にちょっと被評価をですね、浮上する市内の評価をまずはちょっと、
1:33:44	スタートまずあるものをですねそういった細かいものも含めて、抽出をして評価をまずします。それで影響があるかないかによってちょっと対策については、後また考え。
1:33:58	検討してですね、ご説明させていただきたいと思います。
1:34:03	プラント普段されているかと思うんですけど。
1:34:08	そこではどういうものが抽出されて、
1:34:13	どんなものを評価して、
1:34:16	いて、してないものがどういう考え方で除外したのか、そういうところからも含めてご説明いただければと思います。
1:34:27	はい、承知いたしました。
1:34:45	いい。
1:34:48	他いかがでしょうか。
1:34:56	あのアラカワですけれども、
1:35:04	42 ページから、
1:35:06	設計仕様が、
1:35:08	出てきますけれども、
1:35:12	設計仕様についてわあ、
1:35:17	40 ページから始まる。
1:35:20	設計条件を受けて、
1:35:25	ガー並ぶのかなと僕は思っていたんですよ。
1:35:31	けれども、
1:35:32	外部火災だったらいい。
1:35:34	熊木。
1:35:38	ないんですけど。
1:35:40	どう考えるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:44	実際、
1:35:45	外部火災から防護するために、何を、
1:35:51	何て言うのかなあ。
1:35:54	設定することによってね。
1:35:57	外部火災から守るのか。
1:36:02	一つ考えられるのは、壁の厚さですよとかね。
1:36:05	そんな話もあるし、
1:36:08	もっと根本的な話をすれば、
1:36:11	どっかたい、もっとそっち外側に作りますっていうことで、
1:36:15	新居丸井金井様にできると思うんですよ。
1:36:19	なんかねえ。よくわからないんですよ。
1:36:23	できることをやってます。今日は、
1:36:28	現状こうだからこれでよろしくみたいにしか見えなくて、
1:36:37	いかがですか。
1:37:05	はいすいません処理場のヨコボリです。そうですね今おっしゃられたところ確かにちょっと設計条件のところでも外部火災とか竜巻は、ちょっと記載をしております線ですのこの評価の結果影響なかったりもしくは
1:37:22	保安規定等でですね、重くするとかですねそういった対応をとるということでちょっと記載してなかったんですが、そこはおっしゃる通り、当然外壁、外部火災であれば外壁の厚さ竜巻もおっしゃる通りですけども。
1:37:36	であるとかあと小保方ちょっとごさいませんが森林との離隔距離とかですね。
1:37:42	そういったところを踏まえ、
1:37:46	も含めてですねちょっと設計仕様の方にしっかり記載をしたいと思います。
1:37:50	20を超えないようにするっていうのは確かに、そこが一番かと思います。
1:37:57	ちょっと森林、
1:38:00	野間状況等も踏まえまして改めてちょっとそこは処理場内でもしっかりもう一度検討したいと思います。なんかね、検討する必要ないと僕は思っています。
1:38:12	許可でやってるんでしょってことなんですよ。
1:38:16	いずれにしてもちょっと整理していただいて、ご説明いただければと思います。
1:38:25	はい、承知いたしました。
1:38:42	湯浅鳥羽にもう1個つける。本当ですかみたいなね。
1:38:52	秦さん。
1:38:55	経済等ですけども、ちょっと関連してなんですけど、52ページ見ていただく。
1:39:06	ただ、多分これ、天空の西内工藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:13	説明をしてるんだと思うんですけども、例えば竜巻であれば、先ほどから説明されてるような、
1:39:22	重量を設定するとかでは実際に飛ばないための対策。
1:39:29	ていうのを、こちらに書いていて、これは下の本文側で約束するような話なんではないのかなと思ってんですけども、その辺りはいかがでしょうか。
1:39:44	はい。処理場の小堀ですけどもそこもおっしゃる通りで、本文側の記載いいんですので今荒から調整会をいただいた。
1:39:55	いうことも踏まえまして、この外部事象に係るところに、外部火災とかですれ竜巻についても、設計仕様の記載もですね、しっかり本文側にしていきたいと思います。
1:40:08	はい。あと許可との比較のページなんかを見ると、その竜巻については、建屋の構造健全性を保持するみたいな説明もありますので、
1:40:21	そういった観点からですね、もう少し何をやった結果を整理いただければいいかなと思ってます。
1:40:34	はい、承知いたしました。
1:40:45	相川です。
1:40:59	すいません。ちっとの二つは規制庁教えてないんですけども、ピットのふたの重さってというのは、2万トンぐらいなんですよ。
1:41:29	はい処理場のヨコボリですけども31ページのところにですね、保管廃棄施設の構成部たところ、そこに重量を記載したものでございありがとうございます。
1:41:47	設備等ですけども、メンタルの確認なんですけれど、そうっすね処理場の建屋の中で、コンクリート構造物なんかはあんまりしないんですけども、例えば何か屋根が飛んで、
1:42:02	それが飛来物になるような、っていうのは評価をして、
1:42:11	はい。
1:42:37	電気、
1:42:51	関係は、
1:42:53	4点。
1:42:57	ますよ。
1:42:58	そう。いや、議論じゃない。そうです。そう。
1:43:08	要は、
1:43:09	ここまでの辺りは、
1:43:24	いうふうに思います。
1:43:31	すいません処理場のヨコボリですけどもあと、屋根屋根ですかねそういったものが飛ぶとかですねそれは
1:43:40	衛藤工場に何か影響があるかないかというようなところで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:47	そこはですねそういったものはほとんどないというものもございますし、
1:43:53	あと岩根そういったスレートの屋根とかですねそういったものであれば当然、
1:43:59	構造健全性に影響を与えるようなものでもないということで、そういったものは除外というかですねしたりしております。
1:44:07	飛ばないという、評価結果替えられているのか或いはその込んでぶつかっても向上するのが損なわれないという評価があるのかっていうのを確認させてください。
1:44:29	1回目だっけ。まじか。
1:44:37	はい。非常にヨコボリですけどもそこについてはいや、私は現状やってないです。ただそもそもそういったものがほとんどないということもありますのでちょっと評価までは行っておりませんので。
1:44:54	改めてちょっと先ほどの細かいものも含めたところの中で一緒にちょっと整理をさせていただいて説明したいと思います。
1:45:04	そうですね。はい。全体的に拾い漏れがないのかっていう点でですね、こちらの方に整理いただいてご説明いただければと思います。どうぞ。
1:45:18	はい、承知しました。
1:45:23	はい。について何かございますでしょうか。
1:45:29	ふうん。
1:45:31	ご存知。
1:45:32	できそうな気がしなくもないけど
1:45:35	1回の分、
1:45:41	何でこんな放管設備工事するの。
1:45:46	OKと芝です。ちょっと時間がないので、次の5編と、
1:45:53	10年ちょっとスライドを細かくお伺いする時間はないんですけども、質問として、まず5編ですけども。
1:46:02	アンカーを交換するってことですけども、スライドの68ページを見ると現在と陸運アンカーと同じ寸法でありってことなんですけど。
1:46:13	何か仕様上の違いっていうのはあるんでしょうか。
1:46:22	はい。処理場のヨコボリですけども、寸法等はですね当然仕様上同じでございますんで。
1:46:29	一部あるとすればですね。
1:46:31	すと仕様とかその埋め込みですね、その深さが、ちょっと影響引き抜きとかで影響します。その深さが現状ちょっとわからないというところもございますので、
1:46:44	そういった深さを明確にし、埋め込みの深さを明確にするということは今回、ちょっと図面の方に深津若井てますけども。
1:46:53	して行うというもので、寸法のですね、本ボルトの本数とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:00	太さ形、そういったものは変わるものではございません。
1:47:04	規制庁志水ありがとうございます。役員でお前、困っているアンカーの長さがわからないので耐震計算ができないってそういう状況でしょうか。
1:47:16	そうですねはい、おっしゃる通りです。
1:47:20	はい、ありがとうございます。お願いします。
1:47:23	そうですね。11 ページでちょっとお伺いしたいのは、このケーブルの更新の目的は、火災対策、内部開催対策ということでよろしい。
1:47:34	でしょうか。
1:47:37	は、原子力機構木下でございますはい。その通りでございます。
1:47:41	内部火災、前回の審査会合で、基本的に扱ってケーブルの話も何度も何度も出てきたわけですが、この 11 店舗独立してこう書かれた。
1:47:54	何か意味というか、どういう考え方によるものなんでしょうか。
1:48:19	これは原子力機構木下でございます今ご説明省略させていただきましたけど 4 ページの方今まで何回かつけさせていただいてるものでございますけども全体構成の中でこちら工事ありということのカテゴリで 4 回にまとめたというものでございます。
1:48:40	はい。吉安わかりました。工事が発生するか否か以外で特に、戸田委員、葛西断片でしたっけ。
1:48:51	101010 ページですかね、10 円と 11 辺を分けた理由は工事の有無以外には特にはないというそういう理解でよろしいでしょうか。はい。原子力機構木下でございますはいその通りでございます。
1:49:05	はいわかりました。
1:49:07	お聞きしますけど、
1:49:10	ケーブルは野球、難燃ケーブルなんですか。
1:49:15	特に、この排風機のケースについては、難燃ケーブルじゃないから、工事して、
1:49:22	何年かすると、そういう考え方なんでしょうかね。火災っていうのは、
1:49:31	田井処理場のヨコボリですけどもこちらはですね、難燃ケーブルをもちろん使っているということなんですが、かなり設備も古くですね、当時の既設の既認可とかです。ね当時の設工認や図書関係。
1:49:46	あとケーブル自体の印字とかですね、そういったものを確認してもですねそこがちょっと難燃性であるという担保が、
1:49:56	ちょっと難しいのはこの第 2 廃棄物処理の制度排風機の動力ケーブルというのがあります、
1:50:01	ですので今回それをしっかり担保できる、難燃性のケーブルに更新するということで今回ちょっと工事を行うというものになってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:12	はい。わかりました。今のお話聞くと、
1:50:16	もうその処理場のケーブルは難燃ケーブルだっていうことですね。
1:50:29	はい。処理場のヨコボリですけども、そこはおっしゃる通りで、許可の時にはですね、そういったご説明をしております、そこは何、ケーブルを使っております。
1:50:41	はい。何か。
1:50:43	どこまで許可で確認してるかわかんないですけども、そのITリプルEとかのですね、試験をして証明されたもの。
1:50:54	というのが火災防護基準の中に書いてありますので、
1:50:58	これはもう少し、後で結構ですので、どういう検査が出されていて、難燃性が確認されてるケーブルを、今使っていると。
1:51:10	それはちょっと教えてください。
1:51:44	債処理場ヨコボリですね承知いたしました。そこは企画も含めてですね、ご説明をもう少しさせていただきたいと思います。
1:51:52	はい。すみません。
1:51:55	第1回お時間です。主事等は、今の変遷推計について、データコメント踏まえて、
1:52:05	コメントリストを作成していただいて、順次対応していただきたいんですけども。
1:52:12	今の質疑応答の感じだと担当者としてはちょっと年内の配当開催は少し難しいかなと思っておりまして、
1:52:21	またといったあまり先送りもしたくないので年明けか、あてましたら、そんなに遅くないうちに審査会合。
1:52:31	ができればと思いますけれども。
1:52:34	次のヒアリングですけども、来週行えればと思いますけれども、就業の週後半のご予定はいかがでしょうか。
1:52:50	はい。処理場の横堀です。江藤。そこはちょっと確認をさせていただいて改めて、早めにちょっと回答させていただきたいと思います。
1:53:01	はい、わかりました。規制庁としては、水曜か。
1:53:08	金曜日が、
1:53:10	いいので、6日と。
1:53:12	4日、藤岡の空き時間を2時間枠だけ時間を教えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
1:53:22	はい、承知いたしました。はい、では、本日のヒアリングはここまでにさせていただきますどうもありがとうございました。
1:53:31	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。